

総社市事務決裁規程及び総社市職員研修委員会規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

(総社市事務決裁規程の一部改正)

第1条 総社市事務決裁規程(平成17年総社市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前					
別表(第13条関係) 1 人事に関する事項						別表(第13条関係) 1 人事に関する事項					
事 項	副市長	部 長	課 長	合 議	摘 要	事 項	副市長	部 長	課 長	合 議	摘 要
略						略					
3 旅行命令及びその復命に関すること。				研修に係る復命のみ、人材育成推進室長代理(消防本部及び消防署にあっては、消防総務課長)	研修に係る旅行命令は、部長は人材育成推進室長、課長は人材育成推進室長代理(消防本部及び消防署にあっては、課長は消防総務課長)	3 旅行命令及びその復命に関すること。				研修に係る復命のみ、総務課長(消防本部及び消防署にあっては、消防総務課長)	研修に係る旅行命令は、部長は総務部長、課長は総務課長(消防本部及び消防署にあっては、課長は消防総務課長)
(1) 県内	部長	次長 課長(相当職を含む。) 非常勤特別職(嘱託員を除く。)	課長補佐 (相当職を含む。) 以下 非常勤特別職(嘱託員に限る。)			(1) 県内	部長	次長 課長(相当職を含む。) 非常勤特別職(嘱託員を除く。)	課長補佐 (相当職を含む。) 以下 非常勤特別職(嘱託員に限る。)		
(2) 県外(外国旅行を除く。)	部長 非常勤特別職(嘱託員を除く。)	次長以下 非常勤特別職(嘱託員を除く。)				(2) 県外(外国旅行を除く。)	部長 非常勤特別職(嘱託員を除く。)	次長以下 非常勤特別職(嘱託員を除く。)			

改正後					改正前				
	託員を除く。)	託員に限る。)		課長) 旅行命令 (依頼) 書は主務課長 (別に旅行依頼について、決裁を得たものに限る。)		託員を除く。)	託員に限る。)		頼) 書は主務課長 (別に旅行依頼について、決裁を得たものに限る。)
4 旅行依頼に関すること。	○				4 旅行依頼に関すること。	○			
5 所属職員の各係への配置に関すること。		○			5 所属職員の各係への配置に関すること。		○		
6 所属職員の事務分担を定めること。			○		6 所属職員の事務分担を定めること。			○	
略					略				
2～4 略 備考 略					2～4 略 備考 略				

(総社市職員研修委員会規程の一部改正)

第2条 総社市職員研修委員会規程 (平成17年総社市訓令第27号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(会務の処理) 第6条 委員会の事務は、 <u>人材育成推進室</u> において処理する。	(会務の処理) 第6条 委員会の事務は、 <u>総務課</u> において処理する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。